

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

1 用語（第 1 条）

- 新たに以下の用語の意義を定める。
 - ・ 「貸与時本人確認記録」を貸与契約時に作成する記録と定める。（第 2 号）
 - ・ 「本人限定受取郵便等」を、名あて人本人若しくは差出人の指定した者に限り交付する郵便又はこれに準ずるものと定める。（第 10 号）
 - ・ 「特定事項伝達型本人限定受取郵便等」を、本人限定受取郵便等であって、差出人に代わって本人確認を行い、本人確認記録の作成に関し必要な事項を差出人に伝達する措置がとられているものと定める。（第 11 号）
 - ・ 「引受番号等」を、書留郵便等の取扱いに際してそれを識別するための番号を又はこれに準ずるものと定める。（第 12 号）

2 本人確認書類（第 5 条）

- 自衛官診療証を本人確認書類として追加する。（第 1 項第 1 号ロ）

3 本邦内に住居を有しない外国人で住居を確認することを要しない者（第 17 条）

- 改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「改正法」という。）第 10 条第 1 項の「本邦内に住居を有しない外国人で総務省令で定めるもの」を、本邦内に在留する外国人であって、その属する国における住居の記載のない旅券を所持するものと定める。

4 住居に代わる確認事項（第 18 条）

- 第 17 条に規定する外国人に対する住居に代わる確認事項を、国籍及び旅券等の番号と定める。

5 貸与時本人確認の方法（第 19 条）

I. 第 1 項第 1 号について

- 自然人に対する貸与時本人確認は、次に掲げる方法のいずれかによることとする。
 - イ 顔写真付きの本人確認書類の原本の提示を受ける方法
 - ロ ①顔写真の付されていない本人確認書類の提示、②本人確認書類又はその写しの送付、のいずれかを受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法
 - (1) 当該貸与の相手方の氏名を名義人とする①クレジットカード等を使用する方法又は②預金口座からの振込み若しくは振替の方法により代金の支払いを受けることを約した上で、その住居にあてて、当該貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸与契約の締結に係る文書（以下「貸与時通話可能端末設備等」という。）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する措置
 - (2) 貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等

により送付する措置

ハ 本人確認措置のとられた本人限定受取郵便等（本人限定受取郵便等であって、貸与業者に代わって住居を確認し、貸与時本人確認書類の提示を受け、貸与時本人確認に関する事項を貸与業者に伝達する措置がとられているものをいう。）により、貸与時通話可能端末設備等を送付する方法

ニ 電子署名に係る電子証明書等を受信する方法

II 第1項第2号について

○ 第17条に規定する外国人に対する貸与時本人確認は、旅券等の提示を受ける方法によることとする。

III 第1項第3号について

○ みなし契約者（国、地方公共団体等の代表として契約を行う者をいう。）に対する貸与時本人確認は、次に掲げる方法のいずれかによることとする。

イ 顔写真付きの本人確認書類の原本の提示を受ける方法

ロ ①顔写真の付されていない本人確認書類の提示、②本人確認書類又はその写しの送付、のいずれかを受けるとともに、その住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 本人確認措置のとられた本人限定受取郵便等により、貸与時通話可能端末設備等を送付する方法

ニ 電子署名に係る電子証明書等を受信する方法

IV 第1項第4号について

○ 法人に対する貸与時本人確認は、次に掲げる方法のいずれかによることとする。

イ 登記事項証明証、印鑑登録証明証等の提示を受ける方法

ロ 登記事項証明証、印鑑登録証明証等又はその写しの送付を受けるとともに、その所在地にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 電子署名に係る電子証明書等を受信する方法

V 第2項について

○ 郵送により貸与時本人確認を行う場合は、送付に代えて、貸与業者の職員が直接交付できることとする。

VI 第3項について

○ 郵送により法人の貸与時本人確認を行う場合は、本人確認書類に記載された所在地に代えて、別途提示又は送付された公的機関等が発行した領収書等に記載された場所にあてて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができることとする。

VII 第4項について

○ 公的機関の代表として契約締結の任に当たっている自然人については、当該自然人の住居に代えて、別途提示又は送付された公的機関等が発行した領収書等に記載された場所に

あてて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができることとする。

VIII 第5項について

- 過去3年以内に貸与契約を締結したことがある者との契約については、①過去3年以内に作成された契約書又はその写しの提示を受ける方法又は②パスワード等の当該貸与の相手方しか知り得ない事項の申告を受ける方法により貸与時本人確認とすることができることとする。

6 代表者等の貸与時本人確認の方法（第20条）

- 代表者等の貸与時本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。
 - 一 顔写真付きの本人確認書類の原本の提示を受ける方法
 - 二 ①顔写真の付されていない本人確認書類の提示、②本人確認書類又はその写しの送付、のいずれかを受けるとともに、その住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
 - 三 本人確認措置のとられた本人限定受取郵便等により、貸与時通話可能端末設備等を送付する方法
- その他、代表者の貸与時本人確認についても、第19条第2項と同様の職員による直接交付、第19条第5項と同様の方法による貸与時本人確認を認める。

7 貸与時本人確認記録の記載事項（第21条）

- 貸与時本人確認記録には、貸与時本人確認を行った者の氏名、貸与時本人確認書類を作成した者の氏名、貸与した携帯電話等の電話番号、貸与時本人確認を行った日付や確認内容等、その他本人確認の方法に応じて記録すべき事項について記載することと定める。
- 貸与時本人確認を行った日付とは、対面の場合は本人確認書類を提示された日、郵送の場合は貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方に届いた日とする。

8 貸与契約の締結の任に当たっている自然人を相手方とみなすもの（第22条）

- 貸与契約の締結の任に当たっている自然人を相手方とみなすものとして、国、地方公共団体、人格のない社団又は財団、独立行政法人通則法、国又は地方公共団体が2分の1以上出資している法人、外国政府等及び外国法人を定める。

9 貸与時本人確認記録を作成する期間（第23条）

- 貸与時本人確認記録を作成する期間は3日とする。

10 準用規定（第24条）

- 役務提供契約における、本人確認書類についての規定（第5条）、本人確認記録の作成方法（第7条）、本人確認に用いた書類等の保存（第10条）についての規定は、貸与時本人確認について準用することとする。

11 その他の措置

- 改正法において、契約者特定記録媒体（いわゆるSIMカード）が規制の対象となったことに伴い、所要の措置を講じる。
- その他必要な措置を講じる。